



広島県安芸高田市 プレスリリース

通知日:2025 年 4 月 24 日

担当課:総務課

TEL 0826-42-5611 FAX 0826-42-4376

広島高等裁判所令和 6 年(ネ)第 31 号 (令和 6 年 7 月 3 日判決)に係る上告不受理について

申立補助参加人(石丸伸二氏)が上告されていた令和 6 年(ネ)第 31 号損害賠償(第 1 事件、第 2 事件)請求控訴事件(令和 6 年 7 月 3 日判決)について、令和 7 年 4 月 23 日に上告審として受理しない旨の決定がなされ、同月 24 日に市に送達されました。

今回の決定により本件裁判は終結し、広島高等裁判所における第 2 審判決が確定しましたので、御報告します。

最高裁判所の判断を尊重し判決を真摯に受け止め対応してまいります。

○ 決定内容

事件の表示 令和 6 年(受)第 1725 号

決定日 令和 7 年 4 月 23 日

裁判所 最高裁判所 第三小法廷

原判決の表示 広島高等裁判所令和 6 年(ネ)第 31 号(令和 6 年 7 月 3 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立補助参加人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。